

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長崎市消費者センターからの情報です。

警戒情報

配信日 令和2年10月22日

## リサイクル業者に強引に貴金属を買い取られた！

### 内容

リサイクル業者から「不用品を買い取りたい」との電話があり、古い着物を処分しようと思い、来訪を承諾した。その後、男が訪問したが、準備していた着物には触れず「貴金属はないか。見せるだけでいい」と言ってきた。しつこかったので、見せるだけのつもりで、アクセサリ数点をもってきたところ、強引に安値で買い取られてしまった。

### 消費生活センターからのアドバイス

不用品買い取りの名目で来訪しますが、ねらいは貴金属です。

「見せるだけでいい」などと言葉巧みに貴金属をもってこさせ、強引に買い取っていきます。

売りたくない物にまで話が及んだ場合は「お断りします」ときっぱりと断り、安易に貴金属を見せたりしないようにしてください。

8日間以内はクーリングオフが可能で、物品の引き渡しを拒むことができます。

トラブルにならないためにも、事例のような電話があっても家に入れないようにしてください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

### 全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター (095-829-1234)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	壱岐市消費生活センター (0920-48-1135)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0959-37-0145)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
平戸市消費生活センター (0950-22-9122)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
松浦市消費生活センター (0956-72-1861)	各町にも相談窓口があります

